

# 労働契約法等活用支援事業

平成25年9月  
労働基準局労働条件政策課(村山誠課長) [主担当]

## 1. 施策体系上の位置づけ

評価対象事業は以下の政策体系に位置付けられる。

施策目標Ⅲ－1－1 労働条件の確保・改善を図ること

## 2. 事業の内容

### (1) 実施主体

その他（受託業者）

### (2) 概要

平成20年3月1日から施行された労働契約法について、その定着を図るため、労働者に対する労働関係法令の教育、情報提供等を実施する。

## 3. 事後評価の内容（必要性、有効性、効率性等）

### (1) 有効性の評価

労働契約法等活用支援事業セミナー参加者のうち、労働契約法等労働関係法令の理解が進んだと考える人の割合が平成22年度から平成24年度事業まで連続して95%以上となっており、労働契約法を中心とする労働関係法令の教育、情報提供等が有効的に実施されていると評価できる。

### (2) 効率性の評価

平成22年度から平成24年度の予算増加率が17%に対して、同期間のセミナー参加者増加率は、92%となっており、効率的に事業運営を行うことができていると評価できる。

### (3) 評価の総括（必要性の評価）

労働契約法等活用支援事業は、必ずしも知識が豊富でない労働者や学生等に対して、労働契約法を中心とする労働関係法令の教育、情報提供等を有効かつ効率的に実施しており、個別労働紛争

が防止され、労働者の保護が図られるための下地形成に寄与していると評価できる。なお、今後は、個別労働紛争に占める割合が高いと想定される中小零細企業に特化したセミナーを行うことも当事業の有効性を高める上で重要と考えられる。

#### 4. 事後評価結果の政策への反映の方向性

平成26年度予算概算要求においては、必ずしも知識が豊富でない労働者や学生等に加え、個別労働紛争に占める割合が高いと想定される中小零細企業に対しても積極的かつ継続的な働きかけが必要と考え、所要の予算を要求する。

#### 5. 評価指標等

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトカム指標		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
1	労働契約法等活用支援事業セミナー参加者のうち、労働契約法等労働関係法令の理解が進んだと考える人（セミナー受講後のアンケートにおいて、セミナーが「参考になった」「まあまあ参考になった」と答えた人）の割合（％）			95.0	95.2	96.1
達成率		○％	○％	135.7％	100.2％	101.2％
【調査名・資料出所、備考等】 （指標の設定理由）本事業はセミナー方式により、労働関係法令の教育、情報提供等を実施するものであることから、セミナー参加者からのフィードバックをアウトカム指標に設定。						
アウトプット指標		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
2	労働契約法等活用支援事業セミナー参加者数（当日参加が困難等の理由で資料のみ配付した者も含む）（人）			4,898	8,163	9,413
達成率		○％	○％	104.2％	151.2％	174.3％
【調査名・資料出所、備考等】 （指標の設定理由）本事業はセミナー方式により、労働関係法令の教育、情報提供等を実施するものであることから、セミナー参加者数をアウトプット指標に設定。						